

令和 5 年 5 月

第 1 回 臨時 會議 案

西 宮 市

第1回（5月）臨時会提案事件表

- | | | | | |
|---|-----|---|---|---|
| 1 | 議案第 | 1 | 号 | 令和5年度西宮市一般会計補正予算（第2号） |
| 2 | 報告第 | 1 | 号 | 処分報告の件〔（西宮市市税条例の一部を改正する条例制定の件）
専決処分〕 |
| 3 | 報告第 | 2 | 号 | 処分報告の件〔〔令和5年度西宮市一般会計補正予算（第1号）〕
専決処分〕 |
| 4 | 報告第 | 3 | 号 | 処分報告の件〔〔損害賠償の額の決定の件（道路施設管理事故の件）〕
専決処分〕 |

令和5年度 西宮市一般会計補正予算
(第2号)

令和5年度 西宮市の一般会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,702,787 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 197,438,783 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		38,020,417	1,702,787	39,723,204
	10 国庫補助金	6,836,952	1,702,787	8,539,739
歳入合計		195,735,996	1,702,787	197,438,783

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 民生費		94,020,798	1,702,787	95,723,585
	05 社会福祉費	23,173,911	1,702,787	24,876,698
歳 出	合 計	195,735,996	1,702,787	197,438,783

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 45 国庫支出金
(項) 10 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
45		国庫支出金	38,020,417	1,702,787	39,723,204
	10	国庫補助金	6,836,952	1,702,787	8,539,739
		10 総務費国庫補助金	1,041,209	1,702,787	2,743,996

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
05 総務費補助 金	1,702,787	(財 務 局) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1,702,787

2 歳 出

(款) 15 民生費
(項) 05 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
15		民生費	94,020,798	1,702,787	95,723,585	1,702,787	
	05	社会福祉費	23,173,911	1,702,787	24,876,698	1,702,787	
	05	社会福祉総務費	1,193,089	1,702,787	2,895,876	国庫支出金 1,702,787	

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
03 職員手当等	1,200	(市民局)	
08 旅費	20	310302 非課税世帯臨時特別給付金事業経費	1,702,787
10 需用費	7,906	03 職員手当等	1,200
11 役務費	22,520	一般職給	1,200
12 委託料	169,541	08 旅費	20
13 使用料及び賃借料	600	普通旅費	20
14 工事請負費	1,000	10 需用費	7,906
18 負担金補助及び交付金	1,500,000	消耗品費	270
		印刷製本費	7,636
		11 役務費	22,520
		F A X使用料	100
		郵便料	16,920
		口座振込手数料	5,500
		12 委託料	169,541
		臨時特別給付金関連事業委託料	169,541
		13 使用料及び賃借料	600
		事務機器等借上料	600
		14 工事請負費	1,000
		施設補修工事費	1,000
		18 負担金補助及び交付金	1,500,000
		非課税世帯支援金	1,500,000

給 与 費 明 細 書

一般会計

1. 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補正後	(2,298) 3,511	4,369,647	13,534,524	13,486,319	31,390,490	6,075,142	37,465,632	
補正前	(2,298) 3,511	4,369,647	13,534,524	13,485,119	31,389,290	6,075,142	37,464,432	
比 較				1,200	1,200		1,200	

(注) ()内は、短時間勤務職員について外書き。

＜ 職員手当等の内訳 ＞

(単位:千円)

区 分	地 域 手 当	扶 養 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	通 勤 手 当
補正後	2,170,734	361,074	403,884	823,843	14,155	1,035,968	206,700	358,515
補正前	2,170,734	361,074	403,884	823,243	14,155	1,035,368	206,700	358,515
比 較				600		600		
区 分	期 末 勤 勉 手 当	宿 日 直 手 当	教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当			
補正後	7,476,417	50	12,695	367,384	254,900			
補正前	7,476,417	50	12,695	367,384	254,900			
比 較								

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	(47) 3,290	13,008,292	11,718,175	24,726,467	5,006,945	29,733,412	
補正前	(47) 3,290	13,008,292	11,716,975	24,725,267	5,006,945	29,732,212	
比 較			1,200	1,200		1,200	

(注) ()内は、再任用短時間勤務職員について外書き。

< 職員手当等の内訳 >

(単位:千円)

区分	地域手当	扶養手当	住居手当	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	超過勤務手当	特殊勤務手当
補正後	2,091,798	361,074	403,884	823,843	14,155	984,180	206,690
補正前	2,091,798	361,074	403,884	823,243	14,155	983,580	206,690
比 較				600		600	
区分	通勤手当	期末勤勉手当	宿日直手当	教員特別手当	退職手当	児童手当	
補正後	341,564	5,873,575	50	12,695	352,622	252,045	
補正前	341,564	5,873,575	50	12,695	352,622	252,045	
比 較							

イ. 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(2,251) 221	4,369,647	526,232	1,768,144	6,664,023	1,068,197	7,732,220	
補正前	(2,251) 221	4,369,647	526,232	1,768,144	6,664,023	1,068,197	7,732,220	
比 較								

(注) ()内は、短時間勤務職員について外書き。

< 職員手当等の内訳 >

(単位:千円)

区分	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	通勤手当	期末勤勉手当	退職手当	児童手当	
補正後	78,936	51,788	10	16,951	1,602,842	14,762	2,855	
補正前	78,936	51,788	10	16,951	1,602,842	14,762	2,855	
比 較								

会計年度任用職員以外の職員の予算科目別給与費補正額内訳

予 算 科 目	職 員 数 (人)	給 料	職 員 手 当 等	職 員 手 当				
				地 域 手 当	扶 養 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	超 過 勤 務 手 当
社会福祉総務費			1,200				600	600
一般会計合計			1,200				600	600

(2) 給料および職員手当等の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明
職 員 手 当 等	1,200	1. 管 理 職 手 当 600 2. 超 過 勤 務 手 当 600	非課税世帯臨時特別給付金関連業務に係る手当の増額

(単位:千円)

等 の 内 訳				共 済 費	共 済 費 の 内 訳		
特 殊 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 勤 勉 手 当	そ の 他 の 手 当		共 済 組 合 公 立 学 校	振 興 会 厚 生 会	再 任 用 災 害 基 金

処 分 報 告 の 件

下記の事件について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和5年5月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

専決第50号

西宮市市税条例の一部を改正する条例制定の件専決処分書

西宮市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日専決

西宮市長 石 井 登志郎

記

西宮市条例第 号

西宮市市税条例の一部を改正する条例

西宮市市税条例（昭和25年西宮市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第49条中第13項を第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、納税義務者の住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

第61条第1項中「（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車をいう。以下同じ。）」を削る。

第62条第1号中「使用しない」を「、市長が別に定める基準を満たす」に改める。

第63条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第69条の見出し中「軽自動車等」を「原動機付自転車及び小型特殊自動車」に改め、同条第1項中「次に掲げる事項を記載した申請書」を「標識交付申請書」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第62条第2号若しくは第3号」を「第62条」に、「課されない原動機付自転車」を「課することのできない原動機付自転車」に、「次に掲げる事項を記載した申請書」を「標識交付申請書」に改め、同項各号を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に、「によつて」を「により」に、「指定する」を「指定するとともに、併せて、その旨を記載した証明書を交付する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「によつて」を「により」に、「第7項又は第8項」を「次項

又は第6項」に改め、「箇所に」の次に「常に」を加え、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「第1項の標識」の次に「及び第3項の証明書」を、「その標識」の次に「及び証明書」を加え、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

第69条第8項及び第9項を削り、同条第10項中「若しくは第3項」を削り、「亡失し、若しくは」を「若しくは亡失し、又は」に改め、「、又は第14項の規定によつて押収されたとき」を削り、「、その旨」を「その旨」に改め、同項を同条第7項とし、同条第11項を同条第8項とし、同条第12項中「若しくは第3項」を削り、同項を同条第9項とし、同条第13項及び第14項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の試乗用標識の交付等)

第69条の2 原動機付自転車又は小型特殊自動車の販売業者は、商品である原動機付自転車又は小型特殊自動車を試乗し、又は試乗させるときは、市長に対し、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、その車体に取り付けるべき試乗用標識の交付を受けなければならない。この場合において、当該販売業者に交付する試乗用標識は、販売事業所ごとに1枚とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、2枚を限度として交付することができる。

(1) 販売業者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 販売事業所の位置

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により試乗用標識を交付する場合には、その標識に表示する標識番号を指定するものとする。

3 第1項の規定により交付を受けた試乗用標識は、市長の指示に従い、これをその車体の見易い箇所に取り付けなければならない。

4 試乗用標識は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

(1) 試乗用標識の交付を受けた者が販売業者でなくなつたとき。

(2) 試乗用標識の交付に係る販売事業所を廃止し、又は市外に移転したとき。

(3) 試乗用標識を毀損し、若しくは亡失し、又は摩滅したとき。

5 第1項の規定により試乗用標識の交付を受けた者は、前項第1号若しくは第2号に該当することとなつたとき又は交付を受けた試乗用標識が不要になつたときは、遅滞なく市長に対し、その旨を届け出て、当該試乗用標識を返納しなければならない。

6 前条第7項から第9項までの規定は、試乗用標識について準用する。

7 市長は、前項において準用する前条第7項の規定による届出があつた場合において、当該届出をした販売業者が前項において準用する同条第9項の規定に違反していたとき又は当該販売業者に偽りその他不正の行為があると認められるときは、前項において準用する同条第7項の規定にかかわらず、当該販売業者への試乗用標識の再交付を市長が別に定める期間行わないことができる。

第78条第1項及び第5項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

第81条第1項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、同条第2項中「または」を「又は」に改める。

第129条の2中「第49条第13項」を「第49条第14項」に改める。

附則第8項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第8項の2中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改める。

附則第8項の3中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改める。

附則第8項の3の2中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改める。

附則第8項の3の3中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改める。

附則第8項の4中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改める。

附則第8項の5中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」

に改める。

附則第 8 項の 6 中「附則第 15 条第 26 項第 1 号」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号」に改める。

附則第 8 項の 7 中「附則第 15 条第 26 項第 2 号」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号」に改める。

附則第 8 項の 8 中「附則第 15 条第 26 項第 3 号」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号」に改める。

附則第 9 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 28 項」に改める。

附則第 9 項の 2 中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改める。

附則第 9 項の 3 中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 9 項の 3 の 2 中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改める。

附則第 9 項の 3 の 3 中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改める。

附則第 9 項の 3 の 4 中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改める。

附則第 10 項中「、第 63 条又は第 64 条」を「又は第 63 条」に、「、第 63 条若しくは第 64 条」を「若しくは第 63 条」に改める。

附則第 15 項を次のように改める。

(都市計画税の課税標準の特例)

15 法附則第 15 条第 1 項、第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 125 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」と、「当該各項」とあるのは「これらの規定」とする。

附則第 29 項の 2 を次のように改める。

29 の 2 削除

附則第 29 項の 9 を次のように改める。

29 の 9 削除

附則第 30 項中「附則第 30 項の 8」を「附則第 30 項の 4」に改める。

附則第 30 項の 2 中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 4 月 1

日から令和8年3月31日」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改める。

附則第30項の3から附則第30項の6までを削る。

附則第30項の7中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に改め、「、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項の表を削り、同項を附則第30項の3とする。

附則第30項の8中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項の表を削り、同項を附則第30項の4とする。

附則第47項中「。附則第49項及び附則第50項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第63条第1号エの改正規定及び付則第3条第1項の規定は、同年7月1日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第2条 改正後の西宮市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税につい

て適用し、令和4年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第15項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第63条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第29項の2及び附則第29項の9に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第30項から附則第30項の4までの規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(参考)

○西宮市市税条例（現行抄）

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第49条

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(5) 法施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

（軽自動車税の納税義務者等）

第61条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車をいう。以下同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

（種別割の課税免除の範囲）

第62条 次に掲げる軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(1) 商品であつて使用しない軽自動車等

（種別割の税率）

第63条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの
年額 3,700円

（軽自動車等の標識の交付等）

第69条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となつた者は、市長に対し、第65条第1項の申告書を提出する際、次に掲げる事項を記載した申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 所有者等の住所及び氏名又は名称

(2) 主たる定置場の位置

(3) 軽自動車等の種別

(4) 総排気量又は定格出力

2 第62条第2号若しくは第3号又は法第445条の規定によつて種別割を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、次に掲げる事項を記載した申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が第62条第2号若しくは第3号又は法第445条の規定によつて種

別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 取得又は変更の年月日

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 原動機付自転車又は小型特殊自動車の販売業者は、その販売事業所が市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、商品である原動機付自転車又は小型特殊自動車を試乗し、又は試乗させるときその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。この場合において当該販売業者に交付する標識は、販売事業所ごとに1個とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、必要数を交付することができる。

(1) 販売業者の住所及び氏名又は名称

(2) 販売事業所の位置

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 市長は、前3項の規定によつて標識を交付する場合には、その標識に表示する標識番号を指定するものとする。

5 第1項又は第2項の規定によつて交付を受けた標識は、第7項又は第8項の規定によつて返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見易い箇所に取り付けていなければならない。

6 第3項の規定によつて交付を受けた標識は、商品である原動機付自転車又は小型特殊自動車を試乗し、又は試乗させるとき、市長の指示に従い、これをその車体の見易い箇所に取り付けていなければならない。

7 第1項の標識の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、市長に対し、第65条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識を返納しなければならない。

8 第2項の標識の交付を受けた者は、その後において当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その旨を届け出て、その標識を返納しなければならない。

9 第3項の標識の交付を受けた者は、その後において、原動機付自転車又は小型特殊自動車の販売事業所が市内に所在しないこととなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その旨を届け出て、その標識を返納しなければならない。

10 第1項又は第2項若しくは第3項の標識の交付を受けた者は、その標識を毀損し、亡失し、若しくは摩滅したとき、又は第14項の規定によつて押収されたときは、直ちに、その旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。

12 第1項又は第2項若しくは第3項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

13 第1項又は第2項若しくは第3項の標識は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

(1) 前項の規定に違反したとき。

(2) 標識を毀損し、若しくは亡失し、又は摩滅したとき。

(3) 納税者の住所、居所等が不明である場合において、市税の欠損処分をしたとき。

14 市長は、前項の無効標識を発見したときは、直ちに、これを押収する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第78条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第76条第1項の規定により免除を受けよ

うとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した法施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税額を法施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第76条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した法施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

- 5 前項の修正申告書に係る税額を納付する場合には、当該税額に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第81条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、法施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第81条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条または第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、法施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

- 2 前項の場合には、その不足税額に第78条第1項または第2項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間または当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

（固定資産税の減額に係る申告に関する規定の準用）

第129条の2 第49条第13項の規定は、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について準用する。

附 則

- 8 法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域で施行された同法第25条に規定する認定事業により取得した法附則第15条第15項に規定する家屋及び償却資産にあつては、2分の1）とする。

8の2 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8の3 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8の3の2 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8の3の3 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8の4 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8の5 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8の6 法附則第15条第26項第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8の7 法附則第15条第26項第2号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

8の8 法附則第15条第26項第3号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

9 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9の2 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

9の3 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9の3の2 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9の3の3 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

9の3の4 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

- 10 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第41条第8項中「又は法第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは法第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第

15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(都市計画税の課税標準の特例)

- 15 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第125条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3若しくは第63条」と、「当該各項」とあるのは「これらの規定」とする。

(環境性能割の非課税)

- 29の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第29項の9において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第61条第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

- 29の9 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第62条の3(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(種別割の税率の特例)

- 30 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から附則第30項の8までにおいて「初回車両指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割に係る第63条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第63条第2号イ	3,900円	4,600円
第63条第2号ウ	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

- 30の2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第63条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第63条第2号イ	3,900円	1,000円
第63条第2号ウ	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 30の3 法附則第30条第3項各号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項から附則第30項の8までにおいて同じ。)に対する第63条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第63条第2号イ	3,900円	2,000円
第63条第2号ウ	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

30の4 法附則第30条第4項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第63条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第63条第2号イ	3,900円	3,000円
第63条第2号ウ	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

30の5 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第63条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第63条第2号イ	3,900円	1,000円
第63条第2号ウ	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

30の6 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第63条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第63条第2号イ	3,900円	1,000円
第63条第2号ウ	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

30の7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に対する第63条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第63条第2号イ	3,900円	2,000円
第63条第2号ウ	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

30の8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に対する第63条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に

掲げる字句とする。

第63条第2号イ	3,900円	2,000円
第63条第2号ウ	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

- 47 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。附則第49項及び附則第50項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄のうち市長が指定するものを同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第27条の5の4の規定を適用する。

処 分 報 告 の 件

下記の事件について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和5年5月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

専決第 4 号

令和5年度 西宮市一般会計補正予算（第1号）専決処分書

令和5年度 西宮市の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 504,148 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 195,735,996 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月28日専決

西宮市長 石 井 登志郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		37,516,269	504,148	38,020,417
	10 国庫補助金	6,332,804	504,148	6,836,952
歳入合計		195,231,848	504,148	195,735,996

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 民生費		93,516,650	504,148	94,020,798
	15 児童福祉費	34,961,957	504,148	35,466,105
歳 出	合 計	195,231,848	504,148	195,735,996

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 45 国庫支出金
(項) 10 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
45		国庫支出金	37,516,269	504,148	38,020,417
	10	国庫補助金	6,332,804	504,148	6,836,952
		15 民生費国庫補助金	2,347,966	504,148	2,852,114

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 児童福祉費 補助金	504,148	(こども支援局) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	504,148

2 歳 出

(款) 15 民生費
(項) 15 児童福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
15		民生費	93,516,650	504,148	94,020,798	504,148	
	15	児童福祉費	34,961,957	504,148	35,466,105	504,148	
		10 児童手当費	7,872,761	504,148	8,376,909	国庫支出金 504,148	

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
10	需用費	502	
11	役務費	1,927	
12	委託料	13,597	
13	使用料及び賃借料	622	
18	負担金補助及び交付金	487,500	
		(こども支援局)	
		210102 児童手当支給事業経費	278,726
		10 需用費	181
		消耗品費	91
		印刷製本費	90
		11 役務費	913
		郵便料	504
		口座振込手数料	409
		12 委託料	7,632
		給付金関連業務委託料	7,632
		18 負担金補助及び交付金	270,000
		子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）	270,000
		(こども支援局)	
		210401 児童扶養手当支給等事業経費	225,422
		10 需用費	321
		消耗品費	246
		印刷製本費	75
		11 役務費	1,014
		電話使用料	164
		郵便料	420
		電話架設料	80
		口座振込手数料	350
		12 委託料	5,965
		給付金関連業務委託料	5,965
		13 使用料及び賃借料	622
		事務機器借上料	622
		18 負担金補助及び交付金	217,500
		子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	217,500

処 分 報 告 の 件

下記の事件について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和5年5月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

専決第 1 号

損害賠償の額の決定の件専決処分書

下記のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年4月7日専決

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 相手方

**** **

2 事件の概要

*****先市道幹第24号線において、市の管理する街路樹の根が相手方敷地に侵入し、汚水管を詰ませたもの。

3 示談の要旨

- (1) 市は、相手方に対し、損害賠償金として金1,236,950円を負担する。
- (2) 相手方は、示談書締結後、本件事故についての請求、訴訟、その他一切の異議申立てを行わないものとする。